

第四十八回国会 大蔵委員会議録第三十号

昭和四十年四月十三日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 小山 省二君

理事 砂田 重民君

理事 地崎 三郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 渡辺 美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 平岡 忠次郎君

理事 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 鍛冶 良作君

大蔵事務官 半田 剛君

(日本専売公社 監理官)

大蔵事務官 泉 美之松君

(主税局長)

通商産業事務官 大藤 彌嘉久君

(鉱山局長)

運輸事務官 坪井 為次君

(自動車局長)

外の出席者

日本専売公社 阪田 泰二君

専 門 員 坂井 光三君

四月九日

製造たばこ定価法案(内閣提出第二二六号)(参)

第一類第五号

大蔵委員會議録第三十号

昭和四十年四月十三日

議院送付)

は本委員会に付託された。

四月十二日

バナナの輸入関税引き上げに関する陳情書外一

件(東京都千代田区永田町二丁目二十九番地砂

田産業取締役社長砂田勝次郎外六名)(第二二

号)

中小企業者に対する所得税の基礎控除引き上げ

等に関する陳情書(東京都千代田区富士見町二

丁目三番地全国商工団体連合会長河野貞三郎)

(第一一四号)

バナナの関税据え置きに関する陳情書(蒲郡市

神ノ郷町西門前蒲郡柑橘農業協同組合長理事大

森信次外一名)(第一一五号)

プロパンガス課税反対に関する陳情書(東京都

港区芝高輪南町五十三番地日本私鉄労働組合總

連合会中央執行委員長長堀井利勝)(第一七三号)

賞与引当金及び負債利子控除等に関する陳情書

(大阪府北区宗是町一番地関西経済連合会長阿

部孝次郎)(第二三〇号)

輸出保険の担保範囲拡大等に関する陳情書(神

戸市生田区東町百二十六番地神戸貿易協会会長沖

豊治)(第二三二号)

積雪寒冷地帯に対する所得税の特別控除等に関

する陳情書(北海道市議會議長会長札幌市議會議

議長齊藤忠雄)(第二三三三号)

国の会計年度を曆年度に改正に関する陳情書

(北海道市議會議長会長札幌市議會議議長齊藤忠

雄)(第二三四号)

揮発油消費税等の市町村への還付に関する陳情

書(北海道市議會議長会長札幌市議會議議長齊藤

忠雄)(第二三五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

製造たばこ定価法案(内閣提出第二二六号)(参

議院送付)

石油ガス税法案(内閣提出第五七号)

○吉田委員長 これより會議を開きます。

製造たばこ定価法案を議題といたします。

製造たばこ定価法案

製造たばこ定価法

(製造たばこの種類及び最高価格)

第一条 日本専売公社(以下「公社」という。)の製

造する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)

の種類は、紙巻たばこ、刻みたばこ、パイプた

ばこ及び葉巻たばことし、その種類ごとに、等

級別の最高価格を次のように定める。

種 類	等 級	品 質	単 位	価 格
紙巻たばこ	一級品	上質の葉たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこを配合し、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一〇本	五〇円
	二級品	上質及び中質の葉たばこを主原料に用い、選別した他の原料葉たばこを配合し、中級銘柄としての特色を保つように調製したもの	一〇本	三五円
	三級品	中質及び下質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇本	二五円
刻みたばこ	三級品	中質及び下質の刻みたばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇グラム	二〇円
	一級品	精選し、特殊加工した上質の葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一〇グラム	六〇円
	二級品	選別し、特殊加工した上質及び中質の葉たばこを主原料に用い、中級銘柄としての特色を保つように調製したもの	一〇グラム	三〇円
パイプ	一級品	上質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一本	一八〇円
	二級品	中質及び下質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一本	五〇円

2 公社が、特に上質の葉たばこを主原料に用

い、精選した他の原料葉たばこを配合して調製

した紙巻たばこで、高級銘柄としての特色及び

品位を保つものを製造したときは、その最高価

格は、前項の規定にかかわらず、十本当たり七

十五円とする。

(製造たばこの品目ごとの定価の決定)

第二条 製造たばこの品目ごとの定価は、前条に定める製造たばこの最高価格の範囲内で、その品質、規格及び消費の動向等を勘案して妥当なものであり、かつ、適正な専売収入をもたらしよりなものでなければならぬ。

(公告)

第三条 公社は、たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第三十四条第一項の規定により製造たばこの小売定価を定めて公告する場合には、当該製造たばこの種類、等級及び標準規格をあわせて公告するものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法律第八十四号)は、廃止する。
- 3 公社は、この法律の施行前にたばこ専売法第三十四条第一項の規定により小売定価を定めて公告した製造たばこで、この法律の施行の際現に販売しているものの種類、等級及び標準規格をこの法律の施行後遅滞なく公告するものとする。

理由

専売事業の円滑な運営に資するため、日本専売公社の製造する製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化し、最近における製造たばこの消費の動向に即して製品の多様化を図ることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。鐵治大蔵政務次官。

○鐵治大蔵政務次官 たいだいま議題となりました製造たばこ定価法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

現行の製造たばこの定価の決定または改定に関する法律は、日本専売公社の製造する製造たばこ

の品目ごとの最高価格を定めておりますが、その際、あわせてその種類、名称、型式及び品質を規定しているため、これらの事項の軽微な変更についてまで、そのつど法律を改正して国会の御審議を受けることとなっております。

しかるに、最近、消費生活の水準の向上に伴って製造たばこの銘柄を多様化することを要する声が強くなっており、この国民各階層の消費の動向に即応するためには、日本専売公社の製造する製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化することといたし、日本専売公社の企業性を尊重しつつ、その事業の適切かつ弾力的な運営をはかることができるようにいたす必要があります。

これがこの法律の提案の理由でございます。次にその概要を申し上げます。まず、日本専売公社の製造する製造たばこについて、その種類ごとに、その品質に應じた等級区分を規定し、その等級ごとに、現に販売されている製造たばこの品目ごとの小売定価を勘案して、最高価格を定めるといたしてあります。なお、日本専売公社の技術開発に資するため、また輸入外国製造たばこに匹敵する高級品に対する需要に應ずるため、紙巻きたばこについて、特に品質のすぐれた高級品に限り、輸入外国製造たばこの小売定価に準じて、最高価格の特例規定を設けるといたしてあります。

次に、製造たばこの品目ごとの定価を定める場合において、その属する品質区分の最高価格の範囲内において、妥当な価格を決定するための基準を掲げることといたしてあります。

最後に、製造たばこの品目ごとの規格、型式等につきましては、今後新たに製造する製造たばこを販売する場合において、これらの事項を、たばこ専売法第三十四条第一項の規定による小売定価の公告の際、あわせて公告することといたしてあります。

なお、現に販売している製造たばこにつきましては、この法律施行の際、あらためて現行の小売定価を公告するとともに、その等級及び規格等

をあわせて公告することといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○古田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は次会に譲ります。

○吉田委員長 石油ガス税法案を議題といたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。只松祐治君。

このLPガスが今日こうやって非常に多岐な面にわたって活用されるようになったわけでございますが、現在まで通産省のほうで、いかなる開発と申しますか、助成措置その他研究措置をおとりになりましたかどうか、ひとつ経過の概要をお聞きしたいと思います。

○大蔵彌政府委員 お答えいたします。LPGの需用でございますが、御指摘になりましたように、最近飛躍的な増加を示しております。三十七年にはLPGの需用はちょうど百万トン程度でございますが、三十九年度には二百八十万吨をオーバーしまして二百八十八万吨、それから四十年年度には二百七十二万吨、こういうふうな大きな数字が見込まれるような状況になったわけでございます。

需用の内訳でございますが、二百七十二万吨のうち約六五％は家庭用、業務用でございます。俗にプロパンガスということで家庭に配給と申しますか、販売をされております。それから自動車用が約二〇％程度でございます。それから家庭用、業務用というものが最大の用途で、次は自動車用ということになっております。用途の開発といえますか、現在までこういう形で進んでおります。

供給のほうは、国内における生産、それから製品での輸入と両方で行なわれております。

○只松委員 あとの一五％はどういうことでですか。

○大蔵彌政府委員 残りは工業用、それから都市ガス——一部ピクのときに利用いたします。都市ガス用でございますが、それから石油化学工業で使う、そういうものを全部ひくくりましたものが残りでございます。

○只松委員 こういふふうに使われるようになったのに、通産省としてはどういふ助成措置、その他いわゆる国としてどういふ指導をなされましたか、こういうことを聞いておる。

○大蔵彌政府委員 適正な需用量を算定いたすことがまず第一に出てくるわけでありまして、これは石油業法に基づきまして、石油製品につきましては、五カ年間の供給計画というのをきめることになっております。ただいま申し上げました四十年の数字も、さういふ数字でございます。

適正な需用にマッチしただけの供給をどういふふうにして確保するかということが次に問題になるわけでございますが、国内における生産をどの程度するか、その不足分を製品で輸入するということが相なるわけでありまして、輸入のほうは……。

○只松委員 いや、そういうことを聞いておるのじゃなくて、新しい産業分野を開拓するには、大蔵省でそれぞれ金も出すし、それから通産省でもいろいろな行政指導を行なって、大蔵省の協力のもとに資金を出している、そういうことをするわけだ。今日このようにLPガスが使われるようになったのに、通産省は今日までどういふ指導をやってきたか、どういふ助成措置をやってきたか、こういうことを聞いておるのだ。ないから、あなたはそういう抽象的な答弁をしておるのだ。だから、ないなら、たいしたことをしませんでしたということをはっきり言えはいいのだ。

○大蔵彌政府委員 どうも御質問の趣旨を少し取り違えたようで、恐縮でございますが、適正な供

は、あとでお聞きします税の財源としてもまだ少ないのですが、この法律が通るといふことになると、来年からは相当大きな財源になる。この財源になるものガスの輸入状況も的確にわからな

い。国内生産状況もわからない。さつきおっしゃいましたけれども、廢液には違いないけれども、少なくとも生産原価がわからなければならぬ。卸売りに回すときのいわゆる値段というものは、おのずから出てきているわけですから、ただでくれるものは一つもありません。そういうものが的確に生産省でわからないで、どうして大蔵省あるいは国税庁で原価計算をして課税することができませんか。

このものがわからないで、課税することはできないはずで、このコップが一個幾らするかわからないで、どうやって課税いたします。この審議にあたって、さつきから私が委員会ストップいたしました、こういうことを言っておるのは、決して冗談ではないのです。そのものがわからないで、的確なものがわからないで、生産状況も把握できないで、どうやって課税を行なっていくんですか。これが一番あとで問題になるところで、そういう点を大蔵当局との間に論争をしようというふうな思っておったのですが、大蔵省の質問に入る前に、生産省のほうにおいて、せつかく通産省の鉱山局長という責任のある方がお見えになっておるのでありますから、暫時休憩しても、なお的確にお答えいただきたい。

○古田委員長 政府委員に申し上げますが、質問者の質問に対してできるだけ正確な御説明をお願い申し上げます。

○堀委員 関連。

いまの質問を聞いておきますと、税金を取るといふことは、国民の側からするならば、非常に重大な問題なんです。その税金を取る土台になるもののいろいろな状態がこれほど不明確では、ちよつと審議を進行するわけには私はいかないと思ふのです。しかし、あなたの方のほうで、現状で正確な資料が出せるのか出せないのか、出せないければ、この法案は出し直してもらわないと困る。

出せるのであれば、一体いつまでに出せるのか。きょうじゆりに出せるのか。出せるまでこの審議はストップしていただきたいと思ひます。

だから、通産省側で、少なくともいまの只松君の要求したそれらの資料について、責任の持てる正確な資料が出せるのか出せないのか。出せるとすれば、いつまでに出せるのか。それをちよつとお答えいただきたい。

○泉政府委員 ちよつと私から申し上げますが……

○堀委員 通産省に聞いていますので、あなたの答弁を求めます。

○大慈彌政府委員 輸入価格につきましては……

○堀委員 ちよつと待つて下さい。私はいま価格を聞いていない。いまこまかく価格の体系を開き、原価を聞いてきたのでしよう。あなたのはのりの答弁は、私が聞いておりましたが、きわめてあいまいです。だから、われわれは、税を取らないと、責任のある資料に基づいてやってもらわれないと、問題は重大なんです。そこで、あなたのはのりは税を取るといふ重大性に見合うだけの資料が提出できるのか。できるならできると答えてもらえはいいんです。いつまででできるのかといふことをはつきりさせたいので、できなければ、その点についてはできるまで待つ以外にしかたがないのです。その点のめどを聞いていたので、価格を聞いていないのではない。いま要求のあつた正確な資料を尋ねたわけですから、その尋ねたものに対する正確な資料——九円くらいと言ふが、加重平均だつて、九円何十何銭と出なければ、計算の根拠にならない。そういうきちんとした資料が出せるのか出せないのか。出せるのなら、いつまでに出せるのか。その点を答えてもらいたい。

○大慈彌政府委員 至急につくって出します。

○堀委員 じゃ、至急にやつて、いつまででできますか。

○大慈彌政府委員 私のほうでつかんでおります資料は、先ほどちよつと申し上げましたように、

輸入の価格は正確にすぐつかめてまいります。それから国内生産のほうでございしますが、これは販売価格からあとと正確につかめます。

○堀委員 そうすると、国内生産の場合に、さつき発言を聞いておきますと、要するにコストがかかっているのではないかと私は思ふのです。原価計算をいまの石油精製でやる中で、ほかのものにはコストはみなあるはずで、会社がコストなしに仕事をしているはずがない。原価計算のコストを取つてきたら、要するにコスト外として出ておるといふのはつきり言つてこれはただです。ただのものに税金をかけるというのはこれはまた重大なことです。その点で私は、国内生産の原価というものはただならぬでよろしいし、金額としては企業別に原価計算のコストは出るはずで、原価計算もせずには石油精製をやっているはずはないから、だからこれは国内生産の原価そのものをい出してもらわなければ困る。あなたの話では輸入が十三円だからその十三円で——それは価格にはなりません。価格がないのだからその点やコスト計算をしてもらつた国内の生産原価、それからそれに対する流通のマージンがどういふかこういふことになっておるかという形で出してもらわなければ、国内の生産原価の比重が高いのでしよう。さつきの話では七〇%国内生産で三〇%輸入だ、その七〇%の国内生産の価格が三〇%の輸入価格でまざるなんて、そんなことはわれわれ納得できない。だから税金をかける以上は、それらを含めて、いま只松君が要求しました資料について、責任の持てる正確な資料が出せるめどは何月何日ですか。それをお聞きいたします。

○大慈彌政府委員 国内生産分についての先ほどの答弁でございしますが、適當な欠いたところがあるかと思ひます。国内生産につきましてもコストがどうなるかというのを至急に取り調べまして、二日ほどいただきたいと思ひます。正確な資料を出します。

○堀委員 二日間かかるのなら、その資料が出て

からこの石油ガスの審議に継続して入りたいと思ひますので、委員長、本日は石油ガスの質問についてはこれまでにしていただきたいと思ひます。

○春日委員 議事進行について。

私は只松君の質問と政府の答弁をよく謹聴しておりましたが、現実には経済政策を論ずるにあたりまして、あなたの方に流通価格についての正確なる把握がない。そしてまた流通価格のオリジンでありますところの生産コストについても十分なる分析がない。こういうことでわれわれがこの重要な法案を審議するといつても、これは審議する材料というものが足りないから審議のしようがないと思ふ。わけて私はここで重要な点を指摘したいと思ふのでありますが、もし通産省が答弁のごとく、国内産のLPGといふものの原価といふものがただであるとするならば、その税金といふものを負担する当事者といふものは、これは消費税にすべきものであるかあるいは物品税のごとく製造者当事者に課税すべきものであるか、これも私は重大なる方向がここによって決定してくると思ふんです。それは消費者の負担にすべきものであるかあるいは物品税のごとく——これは形式的には消費者負担でありますけれども、そういうものを販売する販売者にそれを負担せしむべきであるのか。すなわち流通コストをそれによって高めることなくして、こういふ税金をはかる道等もいろいろとそこから判断されてあらわれてくると思ふのです。だからこれは重大な要素であると思ふ。したがって只松君が指摘された問題について、これは生産数量、それからまた実際の需要数量、それから輸入コスト、それから国内産の生産コスト、それがはたして把握できているかどうか、それから生産調整が何のためになされておるのであるか、こういう問題はやはり的確なる資料の上に立つてなければ、われわれこれは質疑をしようと思つてもできないです。やつたつてそれは単なる音響を發しておるだけの雑音のごときのものである。よつて、私は堀君からただいま御発議のごさ

問のしようがない。よって、本日は私ども民社党の責任において、これはやはり真理は両極端の中央にありということ、本法案の重要性をおもひみるならば、そういう的確なる資料をあまねく整備して、そうしてこの委員会に御提出相なった上に質問に入りたいと思しますので、本日はこれにて散会されたいという動議を提出いたします。

○吉田委員長 ただいまの春日委員の御発言はきわめて重大でございます。委員会の運営に関することでございますので、しばらく速記をとめまして、各党の理事の間でお話し合いをしたいと思ひます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉田委員長 速記を始めて。
直ちに理事会を開いて各党の意見の調整をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十年四月十六日印刷

昭和四十年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局